

# 「学校安心ルール」(大阪市立長谷川小・中学校)

## <基本的な考え方>

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけることを伝え、一人ひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる「より良い社会(学校)」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、「体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために」の『児童生徒の問題行動への対応に関する指針』によるものです。

対応段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
<b>基本的な約束ごと</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嘘をつかない</li> <li>・ルールを守る</li> <li>・人に親切にする</li> <li>・勉強する</li> </ul>				
<b>第1段階</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業時間におくれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・からかう、ひやかす</li> <li>・無視する</li> <li>・物をかってに使う</li> <li>・物をかくす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導を素直に聞かない</li> <li>・指導を無視する</li> <li>・からかう、ひやかす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物を大切にしない</li> <li>・自分の机等に落書きする</li> <li>・学校の物をかってに使う</li> <li>・学校の物をかくす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その場で注意</li> <li>・場合によっては学園連絡</li> <li>・個別指導</li> <li>・自己を振り返る活動</li> </ul>
<b>第2段階</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業のじゃまをする</li> <li>・授業に関係のない話をする</li> <li>・授業をさぼり校内でたむろする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲間はずれにする</li> <li>・悪口、かげ口を言う</li> <li>・こわがるようなことをしたり言ったりする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導に対して反抗する</li> <li>・挑発的な態度をとる</li> <li>・バカにしたようなことを言う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の物をこわす</li> <li>・夜中に出歩き徘徊する</li> <li>・カードやゲーム等で賭けごとをする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その場で注意</li> <li>・学園連絡</li> <li>・複数の教職員による個別指導</li> <li>・数日間の自己を振り返る活動</li> </ul>
<b>第3段階</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業中、故意に妨害をする</li> <li>・テストのじゃまやカンニングを繰り返す</li> <li>・学校をさぼり校外に飛び出す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いやがることを無理やりさせる</li> <li>・暴力をふるう(プロレス技をかけるなども)</li> <li>・物を故意にこわしたり、すてたりする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導に対して激しく反抗する</li> <li>・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう</li> <li>・暴言や誹謗中傷行為、脅迫行為をする</li> </ul>	<p><b>万引きやバイクの無免許運転・飲酒・喫煙など法律に違反するようなこと</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学園連絡</li> <li>・一定期間の別室における個別指導及び学習指導</li> <li>・関係諸機関(学園・警察・こども相談センター)と連携して指導を行う</li> <li>・関係諸機関等を活用した指導</li> </ul>
<p>第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為(窃盗や傷害・恐喝行為など)については、学校は関係諸機関と連携し対応していく。その結果について、教育委員会事務局の担当指導主事へ報告する。</p>					

※この「学校安心ルール」の内容は、大阪市立長谷川小・中学校の安心・安全のためです。本校では、大阪市教育委員会のスタンダードモデルをもとに学校安心ルールを作成しています。

※「学校等が行うことができる対応」についてはあくまでも例示であり、児童生徒の学齢及び状況等も十分にふまえ、対応について判断します。

※本校在籍児童生徒は、大阪市中央こども相談センター・大阪市南部こども相談センター等より大阪市立長谷川羽曳野学園(学園)に措置されている子どもたちのため、指導困難な状況の場合、学園を通じて大阪市中央こども相談センター・大阪市南部こども相談センター等へ連絡し、子どもたちの状況によって一時保護となる場合もあります。